

多治見市監査基準

第1章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、かつ多治見市総合計画をはじめとする諸計画等に基づき、正確で、経済的、効率的かつ効果的で行政運営の指導に重点をおいた実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い、独立のかつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、誠実にその職務を遂行する。それにより入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 定期監査及び随時監査 財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、組織及び運営の合理化に努めていること

(2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

(3) 財政的援助を与えているものに対する監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること

(4) 決算等の審査

ア 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること

イ 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

ウ 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

(5) 例月現金出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(専門性)

第3条 監査委員は、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第4条 監査委員は、誠実に職務を遂行するとともに、監査委員の事務を補助する職員を監督するものとする。

2 監査委員は、監査等に係る事項のうち、必要と認める事項を保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第5条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第6条 監査委員は、監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、リスクの内容及び程度を勘案して、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第7条 前条のリスクの内容及び程度の勘案にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況を考慮するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じて内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第8条 監査委員は、監査計画に基づき実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第9条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、入手した監査等の証拠から、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第10条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第11条 監査委員は、定期監査及び随時監査、行政監査及び財政的援助を与えているものに対する監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算等の審査を終了したときは、意見を長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第12条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) この基準に準拠している旨

- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の実施内容
- (5) 監査等の結果

2 前項第5号の監査等の結果には、第2条第1項各号に定める監査等の種類に応じて、重要な点が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

3 第1項第5号の監査等の結果には、第2条第1項各号に定める監査等の種類に応じて、重要な点が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第13条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（定期監査及び随時監査、行政監査及び財政的援助を与えているものに対する監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算等の審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第14条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第15条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。